住所　堺市南区釜室720番地14
李淳子　昭和40年8月21日生
住所　堺市西区鳳西町2丁73番地5
尹桂市　昭和54年7月30日生
住所　東京都荒川区東尾久6丁目38番13号
白智享　昭和54年1月15日生
住所　東京都狛江市東和泉3丁目2番10―303号
李鍋志　昭和53年11月10日生
住所　山口市芝崎町9番29―302号
盧辰燮　昭和51年4月20日生
住所　山口県下関市稗田中町16番15号
徐総美　昭和60年5月9日生
住所　山口県下関市東神田町6番4号
白勝則　昭和35年1月22日生
金京美　昭和42年8月27日生
白翔一　平成4年5月3日生
白沙杜美　平成5年8月4日生
白誠一　平成7年2月1日生
白奈津美　平成10年12月19日生
住所　岡山県倉敷市神田2丁目10番36号
朴富三子　昭和48年10月29日生
住所　岡山県倉敷市神田2丁目10番11号
朴真幸　昭和54年8月18日生
住所　島根県益田市中垣内町1325番地5
金正禮　昭和27年1月18日生
住所　山口県下関市清末西町1丁目3番15号
林慶三　昭和40年11月26日生
吳明子　昭和45年2月12日生
林優希　平成7年4月17日生
林千秋　平成8年9月7日生
林真琴　平成13年5月16日生
住所　岐阜県多治見市大畑町赤松7番地14
林ミユキ　昭和41年10月14日生
住所　富山県高岡市常国264番地16
宋美香　昭和57年11月22日生
住所　東京都世田谷区豪徳寺1丁目23番19号
朴正仁　昭和46年1月8日生
住所　東京都足立区江北2丁目24番26号
尹弘一　昭和34年4月21日生
金高姫　昭和38年10月20日生
尹勇太　平成4年3月26日生
尹未理　平成6年8月6日生
尹賢太　平成10年2月20日生
住所　埼玉県草加市北谷1丁目1番1―313号
吳黛姬　昭和42年5月7日生
住所　愛知県日進市香久山1丁目608番地3
李榮傑　昭和32年1月14日生
住所　名古屋市緑区桶狭間清水山538番地
鄭珠味　昭和46年3月1日生
住所　名古屋市北区楠4丁目222番地
禹龍仙　昭和36年3月21日生
住所　名古屋市名東区つつじが丘102番地
崔ユリ江　昭和29年6月25日生
住所　名古屋市名東区香流1丁目1312番地
崔サリ江　昭和31年7月28日生
住所　名古屋市中川区十番町4丁目10番地
吳修子　昭和31年4月11日生

○外務省告示第八十三号

平成二十二年二月十七日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく航空機器への応用のための画像ジャイロに係る共同研究及び同協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成についての次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十二年三月三日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「ＭＤＡ協定」という。）に言及する光栄を有します。ＭＤＡ協定は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、各政府が、他方の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとすることを特に規定しています。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、最近、航空機器への応用のための画像ジャイロに係る共同研究に関する計画（以下「画像ジャイロ計画」という。）に関し、また、ＭＤＡ協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成に関し、前記の細目取極を行うため討議を行いました。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

１　４の規定に基づき行われる実施細目取極に従い、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、画像ジャイロ計画の実施のために必要な情報、装備及び資材をそれぞれの国の法令に従って相互に提供する。両政府は、画像ジャイロ計画の実施のために必要な資金を共同して負担する。

２　画像ジャイロ計画は、必要な範囲内で、日本国及びアメリカ合衆国の企業との契約を通じて実施される。

３　この了解は、ＭＤＡ協定及び同協定に基づく取極（千九百五十六年三月二十二日に東京で署名された防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を含む。）に従って実施される。

４　この了解を実施するため、両政府の権限のある当局の代表者は、了解覚書及び事業取決めから成り、画像ジャイロ計画に適用される実施細目取極を行う。当該了解覚書は、適当な場合には、ＭＤＡ協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成のために実施される情報の交換に適用することができる。当該実施細目取極につき、日本国政府の権限のある当局は、防衛省であり、アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省である。

５　この了解及びこの了解に基づき行われるすべての取極の下で日本国政府及びアメリカ合衆国政府が行う財政上の債務の負担及び支出は、それぞれの国の憲法上及び法律上の規定に従った予算の承認を得たところにより行う。

本大臣は、前記の了解がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年二月十七日に東京で

日本国外務大臣　岡田克也

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・Ｖ・ルース閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、アメリカ合衆国政府が前記の了解を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年二月十七日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・Ｖ・ルース

日本国外務大臣　岡田克也閣下

○外務省告示第八十四号

平成二十二年二月十七日にイスラマバードで、アボタバード市上水道整備計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　アボタバード市上水道整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

２　贈与の限度額　五千三百万円

３　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

４　署名者

日　本　側　渥美千尋在パキスタン大使

パキスタン側　ハリーム・ファザル・シブテン経済・統計省経済担当次官

平成二十二年三月三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第八十五号

平成二十二年二月十六日にキンシャサで、ンガリエマ浄水場改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　ンガリエマ浄水場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　十九億四千四百万円

３　贈与の供与期限　平成二十五年八月三十一日まで

４　署名者

日　本　側　北澤寛治在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ンドゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十二年三月三日

外務大臣　岡田　克也